

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの対応について

Q1、野鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスを持っていると大変なの？

A1、野鳥は自然の中で生息している生き物であり、様々な病原菌を持っています。野鳥からウイルスが検出されたからといって不思議なことではありません。高病原性鳥インフルエンザウイルスは通常の接し方では人に感染しないと考えられていますので、過度に心配する必要はありません。

Q2、では、なぜ死亡野鳥の検査をしているの？

A2、死亡野鳥の検査は、高病原性鳥インフルエンザの早期発見と野外でのウイルスの感染範囲の状況を把握し、家きん(にわとりなど)への感染を防止することが主な目的です。

また、大阪府では、定期的に野鳥の糞便を検査し、ウイルス侵入の監視に努めております。

さらに、日本野鳥の会大阪支部・大阪府猟友会・大阪府森林組合等に協力を得て、鳥インフルエンザ等の異常がないか監視をしています。

Q3、人へは感染しないの？

A3、鳥インフルエンザは通常の接し方では人に感染しないと考えられていますので、過度に心配する必要はありません。

しかし野鳥は自然の中で生息している生き物であり、様々な病原菌を持っている可能性がありますので、素手で触らないようにしましょう。

もし触ってしまった場合は、日常的に行っている手洗いとうがいをしましょう。

Q4、どんな基準で検査をしているの？

A4、環境省の鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて検査を実施します。

家きんや野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合は、その地点から、半径10キロメートル以内を野鳥監視重点区域に設定し、野鳥の監視を強化します。

※鳥インフルエンザウイルスは、通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

もし同じ場所でたくさんの野鳥が死亡していたら、大阪府の各農と緑の総合事務所、動物愛護畜産課または市町村の担当部局（問い合わせ先は前のページをご参照ください）にご連絡ください。